

## 特別支援教育の体制整備の推進について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものです。

平成19年4月から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な指導及び支援を行うことが学校教育法に明記され、制度的に位置付けられました。

また、学校教育法及び新学習指導要領において、特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じてその学校に在籍する障害のある児童生徒等の教育について、助言又は援助を行うことが規定され、特別支援学校のセンター的機能が明確に位置付けられました。

本県では、平成15・16年度に、LD、ADHD、高機能自閉症等を対象とし、特別支援学校のセンター的機能の研究も含めた「特別支援教育推進体制モデル事業」に取り組みました。そして、平成20年度からは、関係機関と連携した特別支援教育を推進するため文部科学省の委嘱事業の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施し、総合的な体制整備を進めています。平成22年度からは、「特別支援教育総合推進事業」（委託事業）として、取組を推進しています。

さらに、平成21年度からは、発達障害のある児童生徒の指導及び支援をさらに充実させるため、各教育事務所に特別支援教育に関する専任指導主事とこの指導主事を統括する企画監を配置し、小中学校に対する支援体制の強化を図りました。

高等学校においては平成20・21年度の2カ年にわたって県立高等学校1校が「高等学校における発達障害支援モデル事業」の研究指定を受け、高等学校における発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方について研究を進めてきました。さらに平成22・23年度の2カ年にわたり、2校目が特別支援教育総合推進事業「高等学校における発達障害のある生徒への支援」の研究指定を受け研究を進めています。

本年度からは、特別支援学校3校が「特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進事業」の研究指定を受けて、居住地の小中学校との居住地校交流が円滑に実施できるように研究を進めています。